

モニタリング結果表

公の施設名	登米市新田総合運動場	所管課	生涯学習課
施設の住所	登米市迫町佐沼字中江二丁目6番地1	電話	0220(22)2323
指定管理者	文化・スポーツクラブはさま (代表) 会長 佐藤 砂登史		
指定期間	平成28年4月1日～令和3年3月31日	設置条例名	登米市体育施設条例

1 利用状況

(1) 利用状況

項目	平成28年度実績	平成29年度実績	平成30年度実績	平成31年度実績	令和 年度実績	備考
稼働(開館)日数	359	359	359	332		
利用件数	303	300	301	301		
内減免件数	236	250	245	249		
利用者数	5,769	5,480	5,678	5,664		

(2) 施設管理以外で仕様書に定める事業の実施状況(例:公民館事業)

事業名	平成28年度実績		平成29年度実績		平成30年度実績		平成31年度実績		令和 年度実績		備考(内容)
	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数	
実施はありません											

2 項目別評価

評価大項目				指定管理者評価	所管課評価		
(総括1) 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られているか。				S	A		
中項目	(1) 利用者の平等な利用の確保	小項目	①利用者に対して公平に利用機会を提供しているか。	S	S	S	A
			②利用料金の減額免除手続きは適切に行っているか。	S		A	
			③利用者の意見要望を把握し、適切に対応しているか。	S		A	
			④利用者数拡大の取り組みを行っているか。	S		A	
	(2) サービス向上の具体的な手法及び期待した効果に係る取り組み内容実績等	小項目	①利用者へのサービス向上のための取り組みを行っているか。	S	S	A	A
			②社会体育振興のための施設の機能を活用した取り組みを行っているか。	S		A	
			③施設情報の提供に係るインターネット等を活用した広報の取り組みを行っているか。	S		S	
			④地域や関係機関との連携を行っているか。	S		A	
指定管理者の自己評価		施設に常駐者がいないため、体育館で利用の受付をしている。野球の大会やイベント時に早朝から準備がある場合は、利用者サービス向上のため、開館時間前に開錠する場合もあり、利用者ニーズに応じた臨機応変な対応を心がけている。					
施設所管課による評価		利用者の要望により開館時間を拡大したり、SNSを積極的に活用し情報発信をしていることは水準以上と評価できるが、総合的に水準どおりと評価した。					
(総括2) 公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られているか。				S	A		
中項目	(1) 施設の適切管理及び管理内容に係る実績等	小項目	①設備の保守点検や清掃、警備、衛生管理、環境整備等の維持管理業務を適切に行っているか。	S	S	A	A
			②省エネ、ゴミの抑制、リサイクルの推進等の環境負荷低減の取り組みを行っているか。	S		A	
			③個人情報保護対策は適切に行われているか。	S		A	
			④施設の安全確保のための取り組みを行っているか。	S		A	
			⑤損害保険等必要な保険に加入しているか。	S		A	

評価大項目				指定管理者評価		所管課評価	
(2)施設の管理運営経費に係る内容実績等	小項目	①収支計画書と比較して、収支状況は適正か。	S	S	A	A	A
		②収入確保の取り組みを行っているか。	S		A		
		③経費削減の取り組みを行っているか。	S		A		
指定管理者の自己評価		施設の環境整備や除草を委託し、適切に管理している。入口の施錠や開錠は、土日は委託し、平日は職員が開け閉めを行って利用に支障が出ないようにしている。冬期は利用者の協力をもらい、水道を休止して凍結防止に努めている。					
施設所管課による評価		利用料収入が減ったことで収支で赤字となったが、施設全体で黒字を維持しているため、水準どおりと評価した。					
(総括3) 公の施設の設置目的を達成するために事業計画等に沿った管理を安定して行う能力を有しているか。				S	A		
中項目	(1)安定運営の人的能力(管理体制・職員体制、指導研修体制、緊急時対応等)	小項目	①施設の管理運営を行うための適切な職員体制となっているか。	S	S	A	A
			②施設の管理運営に関わる職員の労務管理は適切か、また労働保険への加入等の労働福祉の体制は整備しているか。	S		A	
			③施設の管理運営に関わる職員の指導育成は計画どおり行っているか。	S		A	
			④緊急時の危機管理体制は整備されているか。	S		A	
	(2)安定的運営を行う経理的基盤	小項目	①団体の財務状況は健全か。	S	S	A	A
			②経理規程等が整備され、指定管理業務に係る経費が適切に管理されているか。	S		S	
			③団体としての監査体制があり、適切に監査を行っているか。	S		A	
指定管理者の自己評価		新田総合運動場は、常駐する職員はいないが、ドクターヘリの発着所にも指定されており、緊急時に開錠の必要があることから、消防署の職員も開閉できるようにしている。また、経理については会計士の指導を受けながら適切に処理している。					
施設所管課による評価		仕様書に定めるとおり、施設を安定的に管理し、緊急事態にも対応できる体制を整えている。また、経理に関しては、会計士の指導を受けており、適切に行われている。					
(総括4) ※その他、当該公の施設の設置目的を効果的に達成するために必要と認める事項							
中項目	(1) ※市が評価項目を設定していた場合、又は指定管理者が申請時に提案した内容がある場合は、この欄に記載し、評価を行う。	小項目					
指定管理者の自己評価							
施設所管課による評価							

3 総合評価

総合評価	指定管理者による総括自己評価		施設所管課による評価	
	評価		評価	
S		新田総合運動場は、市内利用者だけでなく市外からの利用もある。定期利用者の大半は、地元のグラウンドゴルフ愛好者が占めている。そのため、グラウンドゴルフでの利用と野球等の利用でトラブルにならないように連絡調整しながら、円滑な利用ができるようになっている。今回、トイレの改修が終わり供用されたことによって、利用者に喜ばれると思う。	A	利用者の要望により開館時間を拡大したり、SNSを活用し情報提供するなど、利用しやすい環境を整えている。利用者数が多い時期は利用者と連絡をとりながら調整し、トラブルの予防に努めるなど適正に管理されている。 また、収支は赤字となったが、管理施設全体での収支は黒字であり、総合的に協定書や仕様書等に沿った管理運営であることから、水準どおりと判断した。